

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直し等に関する対応方針（R5.1.27政府対策本部決定）の概要

## ■感染症法上の位置付け

○ 5月8日から5類感染症に位置付ける

## ■位置付けの変更に伴う政策・措置の見直し

①患者等への対応	・ <u>医療費自己負担分</u> の一定の <u>公費支援</u> は、期限を区切って <u>継続</u>	3月上旬を目処に具体的な方針
②医療提供体制	・ <u>入院・外来</u> は幅広い医療機関で受診できる体制に向けて <u>段階的に移行</u> ・ <u>病床確保料の取扱い、入院調整のあり方</u> などを検討	
③サーベイランス	・ <u>定点</u> 医療機関による感染動向把握に <u>移行</u> 、ゲノムサーベイランスは継続	
④基本的な感染対策	・ <u>マスクは個人の判断</u> に委ねることを基本として検討あわせて、各個人の判断に資するよう、着用が効果的な場면을周知	早期に見直し時期も含めその結果を示す
⑤ワクチン	・ <u>4月以降も自己負担なく受けられる</u> ようにすること	

## ■新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止／■特措法に基づく措置の終了

- 政府対策本部及び都道府県対策本部は廃止し、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催
- 住民及び事業者等への協力要請等の各種措置は終了
- P C R等検査無料化事業は終了
- 「基本的対処方針」は廃止